

様式第1号

指定管理者指定申請書

令和3年9月30日

佐賀県知事 様

(申請者)

住 所 佐賀県唐津市栄町2588番地11

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

代表者氏名 理事長 坂本洋介

電話 0955-74-7768

地方自治法第244条の2第3項及び佐賀県解放会館条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定管理者として管理を行おうとする施設の名称：佐賀県解放会館

〈添付書類〉

○事業計画書（総括票）（様式第2号）

- 1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項（様式第2-1号①～⑥）
- 2 施設の平等利用の確保に関する事項（様式第2-2号①）
- 3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項（様式第2-3号①～⑥）
- 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項（様式第2-4号①～⑪）
- 5 提案型事業提案書

○団体の概要（様式第3-1号）

○誓約書（様式第3-2号）

○定款、寄付行為又はこれらに類する書類

○法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に取得したもの）、その他の団体等にあっては、法人登記簿謄本の記載事項を明らかにする書類（様式任意）

○役員の名簿及び履歴書

○直近2ヵ年間の

- (a) 営業（事業）報告書、又はこれに類する書類
- (b) 損益計算書、又はこれに類する書類
- (c) 貸借対照表、又はこれに類する書類

○納税を証明する資料

事業計画書（総括票）

施設名：佐賀県解放会館 愛称 りぶす

提案者名：一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

管理運営の基本方針	会館の施設・設備を活用して、利用者の増加とサービスの向上を目指し、あわせて部落差別（同和問題）の早期解決を図るため、また、あらゆる差別の解消のための啓発活動に積極的に取り組む。
管理運営を希望する目的及び理由	会館設立以来42年、指定管理者として4回、16年の管理運営に携わってきたノウハウと、これまでの部落差別（同和問題）に関する啓発の実績を生かして、会館の設立目的を、より効率的、効果的に達成し、県民のサービスに資することができるよう、引き続き指定管理者として運営にあたりたいため。

主催事業等の実施計画	実施を予定している主な事業		
	事業名	事業の目的・概要	予算額(千円)
会議室貸出業務	・部落差別（同和問題）、人権問題に関する講演会・研修会・並びにその他会議等への会議室の貸出。	0	
学習室・相談室の活用	・学習室での部落差別（同和問題）、人権問題に関する書籍やビデオ・DVD等の提供と収蔵及び貸出。 ・人権に関するボランティアやサークルのみなさんへの学習の場の提供（啓発事業への協力要請）	0	
ホームページの活用など	・ホームページでの自主事業及び会員（団体）等の開催する「同和問題啓発強調月間」等の紹介。 ・会議室の利用案内	100	
人権パネル展示・啓発資料展示配布及び学習環境整備	・会館に気軽に立ち寄り、ホールの展示物や資料を観て、部落差別（同和問題）、人権問題に関心をもってもらえるような環境、雰囲気作りを心がける。	0	

施設の運営計画	1 開閉館日・時間等																				
	○ 開館予定時間 開館（08：30）～閉館（17：15）																				
	○ 閉館予定日 毎週（日）曜日																				
	2 当施設を活用した来館者サービス等																				
	○ 部落差別（同和問題）、人権問題の啓発パンフレット・冊子等の展示及び無料配布 ○ 部落差別（同和問題）、人権問題の啓発ビデオ・DVDの視聴及び貸出。（希望者へ） ○ 会館利用者への啓発グッズの無料配布																				
	3 人員配置計画（概要）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>1人当たり年間の報酬額（千円）</th> <th>備考 (資格・職種等があれば記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>館職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>任用職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>調査啓発員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>	役職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備考 (資格・職種等があれば記載)	館長	1			館職員	1			任用職員	1			調査啓発員	1		
役職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備考 (資格・職種等があれば記載)																		
館長	1																				
館職員	1																				
任用職員	1																				
調査啓発員	1																				

施設の収支計画	指定期間中の収支予定額（単位：千円）					
	項目	R4年度	R5年度	R6年	R7年度	R8年度
	収入の部	19,783	19,788	19,793	19,798	19,803
	県委託料	19,245	19,245	19,245	19,245	19,245
	支出の部	19,783	19,788	19,793	19,798	19,803
	収支差額	0	0	0	0	0

注)「県委託料」欄は、県からの交付を希望する委託金額を記入のこと。

その他特記事項	
---------	--

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

① 管理運営の基本方針について

※佐賀県解放会館の設置目的を踏まえ、これを管理運営する際の経営理念、運営方針、利用者確保、施設の管理等について具体的に記述してください。

国民的課題である部落差別（同和問題）に関し、県民の理解と認識を深めるために設置された佐賀県解放会館の趣旨に基づき、管理運営に当たっては、次の5つを柱とし、会館の施設・設備を最大に活用して、一人でも多くの県民のみなさんに対して、部落差別（同和問題）、人権問題の研修への支援とともに啓発に積極的に取り組み、気軽に利用できるような会館運営を目指して取り組みます。

第1に、有料会議室（大会議室・第1会議室・第2会議室）の提供。

第2に、相談室・学習室を部落差別（同和問題）、人権問題等の有効活用のための研修会場の無料提供。

第3に、部落差別（同和問題）、人権問題に関する図書・ビデオ・DVD等の視聴及び貸し出し。

第4に、部落差別（同和問題）、人権問題の啓発パネル展示並びに啓発資料・冊子の展示配布。

第5に、ホームページによる会館行事の案内並びに啓発事業の予定・結果の情報提供。

利用者確保や施設設備の管理については、次の5点を中心に進めています。

- ① 閉館予定日を毎週日曜日とし、開館時間を8時30分から17時15分を基本にして業務にあたります。ただし、募集要項に基づき臨時休館する場合があります。尚、利用者のニーズにいつでも応えられるよう、土曜日・日曜日・祝日の開館並びに20時までの会議室利用など、利用者への便宜を図ります。
- ② 会館利用料金の設定については、部落差別（同和問題）、人権問題を研修する場として、より気軽に利用できるように、できるだけ低い利用料金に設定し、部落差別（同和問題）、人権問題に関する利用と、その他の利用では利用料金に差を設けたりするなどして、利用者確保に努めます。
- ③ 学習室・相談室の利用（人権に関する・ボランティア・奉仕等の活動）は無料とし、ホールは、いつでも誰でも自由に研修の場として、幅広い活用ができるように工夫します。特に学習室は、同和教育・同和問題に関する書籍、人権問題に関する書籍、啓発ビデオ・DVDなど多く取り揃えています。また、協議会は映像機器も完備していますので、読書や視聴覚教材の視聴も可能となり、気に入った書籍・視聴覚教材は貸し出しを行い、県民の部落差別（同和問題）、人権問題の研修の場として支援活動をします。

部落差別（同和問題）、人権問題に関する質問等には、職員が対応して助言・講話をするなど丁寧な対応を心がけます。

玄関ホールには、人権パネル展示し、啓発冊子・パンフレット・啓発資料を展示配布します。

また、日刊紙等常備し、気軽に来館して自由に見学や参観が出来るようにします。

玄関入口には、利用案内板を設置し、気軽に来館し、見学や休憩ができるような雰囲気づくりを行います。

- ④ 利用者が快適に安心して施設・設備を利用できるように、消防署・警察署・警備会社・清掃会社・空調設備会社などの委託会社と連携を密にしながら、清掃業務、建物保守管理、設備機器の安全点検や維持管理、防犯、防火、防災などの保安警備に万全を期すように努めます。また、事業所所在地の「栄町自主防災会」へ参加し、地元の住民、事業者と協力して自主的な防災活動に参加します。

愛称「りぶず」として、多くのみなさんに知っていただき愛されるように、ホームページでの案内と、啓発グッズ作成へのプリントなど、PRに努めます。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

② 管理運営を希望する目的・理由について

※ 希望した目的・理由等を具体的に記述してください。

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題です。

この問題の解決を図るため、国をはじめ県・市町村等は、昭和40年の「同和対策審議会答申」の趣旨にそって、33年間にわたり3つの特別措置法に基づき、同和対策事業を行ってきました。

この結果、生活環境等のいわゆる物的面については、一定の成果が認められたとして平成14年には地域改善対策の特別措置法が失効となり、一般対策へ移行されています。

しかしながら、全国では未だに結婚差別、土地差別事件などが発生し、県内においては、平成31年1月に、インターネット上のデータを、「部落地名総鑑」の復刻版として製本・出品するという差別事象が発生しています。

平成28年12月16日に公布施行された、「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在もなお部落差別が存在する、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であると示されており、県や市町においても、人権教育・啓発のより一層の取り組みが必要となっています。

また、人権教育・啓発においてもまだ十分でない等、今後とも部落差別をはじめとする、あらゆる差別意識の解消を目指すことは行政の責務であるとともに、県民一人ひとりが自己の課題として認識し、一層の努力を続けていかなければなりません。

以上のこと踏まえて、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会は、平成14年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」・「佐賀県人権の尊重に関する条例」・平成18年の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」等に基づき、部落差別（同和問題）をはじめあらゆる人権問題に関し、県民の理解と認識を深め、もってこの問題の早期解決を図るために、事業方針を定め、啓発活動等に積極的に取り組んでいるところです。

当推進協議会は、佐賀県解放会館の指定管理者として4回の指定を受け、16年目を迎えるとともに、5回目の指定管理者候補に応募するにあたり、会館設立以来42年、管理運営に携わってきたノウハウと、これまでの同和問題に関する啓発事業の実績を生かして、会館の設置目的をより効率的、効果的に達成し、県民サービスの向上に資することができるよう指定管理者として実績を積み、指定管理者の応募にあたりたいと思っています。

また、解放会館の二階に事務所を持つ、部落解放同盟佐賀県連合会並びに佐賀部落解放研究所とも連携を深めながら、また、佐賀地区同和問題9社協議会並びに同和問題に取りくむ佐賀県宗教者連絡協議会などの後援をいただき、啓発事業の充実発展に努めているところです。

以上のことから、会館の設置目的を確実に遂行できるノウハウを有する本推進協議会が引き続き会館運営を担当していくことを切に希望致します。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

③ 管理運営にあたっての地元雇用や県内発注について

※ 以下の点について、具体的な取組方針・方策を記述してください。

また、県内からの雇用割合や発注の割合等、数値目標が設定できる場合は、できるだけ具体的に記述してください。

(1) 職員等の雇用についての考え方

本推進協議会の館長は、会館設立から会館職員として、部落差別（同和問題）の啓発研究事業並びに会館の施設設備の管理運営の両業務に携わり、一貫して効率的な管理運営にあたっています。

職員の雇用にあたっては、地元雇用を優先し、ハローワーク唐津への求人による選考を行っています。

職員は、臨時職員2年を含めた10年間、主に経理担当として、資格（簿記）を生かした正確かつ適確な事務処理で管理運営にあたっています。

任用職員は、資格（簿記・ワープロ）を生かし、また、臨時職員（唐津市）などでの経験（同和問題の学習など）を生かした事務処理などで業務にあたっています。

解放会館の管理者として指定を引き継ぎ受けた後も、会館業務を遂行できるノウハウを有する本推進協議会の現職員が併任して、引き継ぎ会館運営を担当していきたいと希望しています。

(2) 清掃業務等の業務委託についての業者選定の考え方

業者委託選定の際の選考の基準として、第1に、緊急時などに即対応していくためにも地元業者から選定していく必要があると思います。

第2に、選定にあたっては、会館の構造・配置などに対応した業務の出来る業者、また、行事日程にあわせて業務にあたっていただける利用者サービスのため柔軟な対応が可能な業者の選定をしたいと考え、複数以上の業者から見積書を取り寄せ、内容・契約料等を検討し発注していきます。

(3) 管理運営に必要な物品等の調達についての考え方

調達にあたっては、地元業者を優先し、物品購入は最小限必要購入に務め、早期納入可能な業者にし、ストックも最小限にしたいと思います。

また、価格も出来る限り格安な物品購入の選定をしていきたいと考え、ネットでの購入も考えていきたいと思っています。

(4) その他

地元業者、機器設置業者、柔軟な対応ができる業者を優先して選定を考えます。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

④ 他団体等との連携等について

※ 関係団体や関係行政機関等との連携や協力に関する考え方を記述してください。

本推進協議会は、これまで、多くの団体と手を携えて、部落差別（同和問題）の早期解決を目指して諸活動を行っています。なかでも同会館内に事務所がある、部落解放同盟佐賀県連合会や佐賀部落解放研究所とは相互支援、協力をしながら啓発活動を行ない、施設設備管理などへの協力ををしていただいている。

管理者として指定を受けた後も、より一層連携を深めながら会館運営に当たっていきたいと考えています。

同じく、会員である、佐賀県及び県内全市町並びに部落解放共闘佐賀県民会議、佐賀県人権・同和教育研究協議会、また、佐賀県教育委員会及び市町教育委員会と佐賀県市長会、佐賀県町村会などと連携を図りながら事業を進めています。

主催事業の同和問題講演会・研修会には、佐賀地区「同和問題」9社協議会、同和問題にとり組む佐賀県宗教者連絡協議会、佐賀部落解放研究所の後援をいただき、県内企業や宗教団体との連携を進めながら、部落差別（同和問題）の解決を図っていく活動を進めていく必要があると考えています。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑤ 事業計画について

※ 年間の事業計画、スケジュールについて記述してください。

1、会館での主催啓発事業の実施

- (1) 同和問題をはじめとする人権問題、あらゆる差別の解消のため、県民及び行政職員・議會議員を対象とした講演会・研修会の実施。
- ① 同和問題県民対象研修会 7月下旬開催（出演：ボランティア・サークル団体）
 - ② 同和問題集中講座 10月中旬開催
 - ③ 差別の現実に学ぶ研修会 11月中旬開催
- ※ 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、①・②を令和2年度及び3年度は中止
(後援団体)
・佐賀部落解放研究所
・佐賀地区「同和問題」9社協議会
・同和問題にとり組む佐賀県宗教者連絡協議会
(協力団体)
・市内の趣味同好会・サークル・ボランティアグループに研修会の前に日頃の練習の成果をご披露いただき、それをきっかけに会館を活用していただいている。
- (2) 上記の事業開催のため、各市町同和担当課長会議の開催
① 全市町：1回 ② 地区別開催地区市町：1回
- (3) 本推進協議会主催事業（特に同和問題地区別研修講座）開催のため、啓発協力員会議の開催
① 啓発協力員（各市の社会教育指導員）を委嘱し助言者・司会者として協力いただいている。
- (4) 部落差別（同和問題）に関する書籍やビデオ・DVD等を使っての啓発事業
① 玄関ロビーでの、人権パネル展示及び書籍・資料の展示及び貸出し。
② 学習室での、読書、視聴覚教材の視聴及び貸出し。
③ 部落差別（同和問題）・人権問題に関する相談に対する対応と助言など。
- (5) ホームページを利用しての啓発
① 部落差別（同和問題）・人権問題に対する理解への広報活動。
② 講演会・研修会の開催計画及び開催報告。
③ 佐賀県解放会館 愛称「りぶず」の利用案内など
- (6) 部落差別（同和問題）・人権問題に対する相談活動
① えせ同和行為（部落差別（同和問題）関係書籍の電話勧誘・郵送による販売について）など
② 学校（大学）での同和教育・人権専攻での学習相談など
③ 人権啓発研修への講師招聘など

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

様式第2-1号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑥ 収入・支出について

(1) 収入計画

(単位：千円)

区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業収入 (受取施設利用料)	89	94	99	104	109
その他の収入	449	449	449	449	449
(内訳)					
負担金収入 (団体光熱水費)	370	370	370	370	370
受取民間助成金 (原子力給付金)	78	78	78	78	78
受取利息等	1	1	1	1	1
県委託料	19,245	19,245	19,245	19,245	19,245
合計	19,783	19,788	19,793	19,798	19,803

(2) その他の収入の使用方法

※ 積算内訳書を添付してください。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

様式第2-1号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑥ 収入・支出について

(3) 支出計画

(単位：千円)

区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
人件費	12,040	12,120	12,200	12,330	12,420
(内訳)	常勤職員				
	非常勤職員				
事業費	200	200	200	200	200
	広告宣伝費	200	200	200	200
施設維持管理費	7,543	7,468	7,393	7,268	7,183
(内訳)	物件費（運営費）	1,127	1,127	1,127	1,127
	物件費（維持費）	1,450	1,450	1,450	1,450
	委託費	2,943	2,943	2,943	2,943
	修繕費	763	688	613	488
	減価償却費	0	0	0	0
	租税公課	1,260	1,260	1,260	1,260
	合計	19,783	19,788	19,793	19,798
					19,803

※ 積算内訳書を添付してください。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

2 施設の平等利用の確保に関する事項

① 公公平な利用計画について

※ 設置目的に沿った施設利用の優先順位の決定方法や公平な利用についての具体的な考え方を記述してください。

有料会議室（大会議室、第1会議室、第2会議室）及び、無料会議室（学習室、相談室）は共に、いつでも誰でも自由に利用できる研修の場として、幅広く活用させます。

ただし、利用申し込みが重複した場合は、原則として利用申請の提出順、次に部落差別（同和問題）・人権問題の学習を希望するグループ、団体を優先して決定します。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

① 施設管理の効率化及び管理経費の縮減について

※ 効率的な施設管理及び管理経費の具体的な縮減策を記述してください。

本推進協議会として、これまで会館の管理経理について縮減策を講じています。

保守点検が必要な電気設備、消防設備、空調設備においては、日々の点検を心がけ、故障を予防すると同時に少コストでの修理ができるうちに修理をするように考えています。

管理上では、警備（委託）は機械警備のみとし、館内事務局職員の協力を得て、戸締り・火気の始末等を徹底します。清掃（委託）は、週2回（4時間程度）、また、床ワックス等の総合清掃を年1回委託し、できるだけ職員による日頃の清掃を行います。

敷地内の樹木剪定及び除草は、業者委託を年2回程度とし、出来るだけ職員で手入れをします。

また、水光熱費の削減では、節電に取り組み、無駄な水光熱を使用しないようにします。

今後も、利用者に対してのサービス向上を念頭に置きながら、光熱費の節約や節水と節電に心がけ、必要最小限の物品購入や業者委託の契約料の再検討をするなどして支出面の削減に努めていきたいと考えています。

<会館内事務局の節約目標>

- ① 不必要な照明をつけないようにする。〔こまめにスイッチOFF〕
- ② 冷暖房の設定温度は一度高め・一度低めにする。〔服装で調整を〕
- ③ 帰る前には確認をする。（電気・水道・コンセント）空調は事務室で最終確認。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

② 利用者ニーズに配慮した管理運営について

※ 年間を通じた閉開館日、時間等の決定などについての考え方を記述してください。

◎ 基本的に、会館利用者の要望、意向優先と考えています。

1、閉館日 …… 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

2、開館日 …… 月曜日～土曜日

3、開館時間 …… 午前8時30分（会議室利用は、午前9時から）

4、閉館時間 …… 午後5時15分（会議室利用は、午後8時まで）

※ 日曜・祝日の会議室使用は、利用者のニーズに応じて、開館する。

ただし、会議室利用時間は、午後5時までとする。

なお、土曜日の開館については、募集要項により、予約状況及び職員の勤務等を考慮し、臨時に休館する。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

③ 利用者増加のための計画について

※ 施設利用者の増加のための計画概要、ねらい、期待できる効果等について記述してください。

- ① 広報活動として、部落差別（同和問題）・人権問題の啓発資料などを会館ロビーに設置し、来館者に配布します。また、各団体の会合等に出席し啓発資料を配布したり、会館で開催する行事に、趣味同好会・サークル・ボランティアグループの方の出演をお願いし、そのつながりを持って会館利用を呼びかけ、会館の行事等の案内を紹介したりして、会館の活動等の紹介や会館利用の働きかけをします。
- ② 利用者確保のために、土・日及び祝日の開館や夜間の開館時間延長など利用者のニーズにいつでも応えられるような職員の勤務体制づくり。
- ③ 利用者が快適に安心して利用できるように、館内の安全と清掃美化、空調設備などの環境づくり。
- ④ 玄関入り口に、「トイレ・談話室 有ります。お気軽にご利用ください」と記した案内板を立てるなどして、気軽に入館し、見学できる雰囲気づくり。
通勤通学時に、また、観光客の方などが、トイレや休憩等を見て、立ち寄られる方が多くなりました。（解放会館の側に、高島：宝島神社行き船着場、福岡：博多行き高速バス停）
- ⑤ インターネット（ホームページ開設：2008年3月12日（水））を利用して、解放会館の会議室及び相談室・学習室を利用していただくために、館内写真等を掲載しています。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

④ 利用者意見の反映について

※ 利用者からの意見を反映させる方策について記述してください。

会議室利用に関して、図書閲覧やビデオ視聴及び貸し出し、パネルや資料展示の見学、相談活動、また、開館日や開館時間などの会館利用について、利用者の声を聞くために、「意見箱」を設置しています。

この意見箱に寄せられた感想や意見・要望については、利用者の声が反映されるように職員で話し合い、共通理解のもとに、すぐに対応できるようにしております。今後も利用しやすい施設づくりに努めます。

- | | | |
|--|---|----------------------------------|
| ① エレベーターの設置
② 大会議室の椅子にテーブルを設置
③ 洋式トイレの設置
④ 多目的トイレ設置施設などを知りたい | } | →→→ 平成27年4月に完成し、
ご利用いただいています。 |
| →→→ 障がい者などへのトイレなど（UD化施設）利用マップへの登録
⑤ 大学生などからの部落差別（同和問題）・人権問題に関する質問、レポート学習相談
→→→ 相談内容を聞き、資料・冊子等の提供と書籍やビデオの貸し出し。また、内容に沿った関係機関の紹介など。 | | |
- ⑥ 会館内の駐車場が少ないとの声。（会場利用の問い合わせ時）
→→→ 周辺施設（栄荘）と相互に駐車場の貸し借りが出来るように連携をとっている。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

⑤ これまでにない新たな視点や取組について

※ 運営全般についてこれまでにない新たな視点や取組があれば記述してください。

地元（唐津市）の趣味同好会・サークル・ボランティアグループの方に当推進協議会主催の研修会に出演して、活動の成果、練習の成果をご披露いただいていますが、その練習場所に当会館を利用され、それをきっかけに、学習室（無料）で、練習や打ち合わせ等への利用につながっています。

また、人権問題に係わり、唐津市人権擁護委員会（2つの部会）の方に利用いただいている。今後、イベント等、一緒に何か出来ないか考え、協賛・後援など、検討したいと思います。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

3 施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

⑥ 施設の効用の最大化のための提案

※ 施設の効用の最大化のために効果的な提案があれば記述してください。

会館施設の効用の最大化を図るために、次のことを中心に、会館をいつでも誰でも自由に利用できる研修の場となるように努めます。

- ・ 玄関ホールに、人権パネルや啓発関連資料を常設展示して、来館者がいつでも観れるよう に、また、朝刊紙3紙を用意、啓発資料等を展示、お持ち帰りできるように用意する。
- ・ 会館利用料金は、できるだけ低く抑え、部落差別（同和問題）・人権問題に関する研修 のための利用とその他利用では、会議室利用料金に差を設ける。
- ・ 学習室と相談室を、趣味同好会・サークル・ボランティアグループの方へ活用提供と相談 活動などに使用し、多くのみなさんを会館に呼び込む取り組み。
- ・ 部落差別（同和問題）・人権問題に関する多種多様な図書・ビデオ・DVDなどの常備と 無料貸し出し。

この会館の効用の最大化のために魅力的な提案ができるのは、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会です。

その一つとしては、当推進協議会は、部落差別（同和問題）・人権問題に関し、理解と認識を 深める研修の場としての会館経営に努めています。今後とも、指定管理者として、会館の維持管 理のノウハウを生かしながら、県民に研修会や啓発資料などを提供するなどして、会館経営をして いきます。

また、当推進協議会は、部落解放同盟佐賀県連合会や被差別部落の歴史、解放運動史等を調査 研究する佐賀部落解放研究所と連携を深めながら、会館の運営・活動をしていますが、今後とも この信頼関係を維持しながら会館経営をしていきます。

※ A4 1枚以内で記述してください

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入すること。

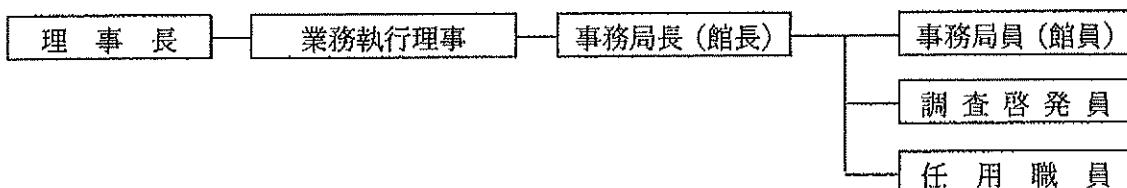
様式第2-4号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

① 組織及び人数配置について

(1) 組織図 (わかりやすい形で図示し、職種、人数も記入すること)



※ 館長：1名、館員：1名、調査啓発員：1名、任用職員：1名 計：4名

(2) 職 員

所属（課名）	役職	職員数	常勤	非常勤	担当事務内容
一般社団法人 佐賀県部落解 放推進協議会	事務局長	1人	1人	人	事務局全般の責任者
	事務局員	1人	1人	人	経理・管理・啓発
	調査啓発員	1人	人	1人	調査・啓発
	任用職員	1人	人	1人	事務局全般の補助
	合計	4人	2人	2人	

※ 調査啓発員の人物費は、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会の会費より支出します。

(3) 勤務体制

※ 勤務時間、週休日など勤務体制について記述してください。

- ◎ 週休日 …… 日曜日
- ◎ 勤務時間 …… 午前8時30分～午後5時15分（会議室使用時：午後8時30分位まで）
- ◎ 勤務体制 …… 土曜日を交替勤務（1人以上勤務）とし、週休2日での勤務体制とする。
ただし、募集要項に基づき臨時休館する場合がある。
(日曜日・祝日の会議室使用に対応の場合は、勤務（1人以上）し、勤務調整（代休・遅出・時間外勤務など）する。)
- ◎ 早出遅出は、管理運営に関し、その都度柔軟に対応します。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

様式第2-4号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

② 専門職の確保と配置について

	氏 名	所 属	免許等の名称及び経歴
資格を有する者		一般社団法人 佐賀県部落解 放推進協議会	

(※ 配置する人が決定している場合は、できるだけ氏名を記載してください。)

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

③ 管理責任者の確保について

※ 施設の管理責任者（館長、所長、センター長等）としてふさわしい人材をどう考えるか、また、その確保策について記述してください。

館長は、会館設立以来、第1回指定管理（平成18年度～平成20年度）まで、本推進協議会の事務局長が併任し、公立学校及び行政職の管理職経験者で、人権・同和教育及び部落差別（同和問題）の啓発に理解と認識を有する者が就任してきました。

第2回指定管理（平成21年度～平成23年度）からは、事務局長（嘱託）に代わり、本推進協議会の事務局員が事務局長となり館長として、その任にあたっています。

このように、館長は、部落差別（同和問題）・人権問題の教育・啓発に造詣があり、理解と認識をもった者であることが必要と考えます。

第5回指定管理で選定を受けることが出来た後も、今までの経験を活かして、また、新たな運営、経営を思案しながら、現スタッフで遂行して行きたいと考えます。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

④ 職員の指導育成・研修体制について

※ 接遇研修など管理運営業務を遂行するために実施する職員研修プログラムについて記述してください。

本推進協議会は、会館設立の目的に合致するように様々な研修をしていますが、選定を受けた後も、下記に示すような研修を積んで業務を遂行します。

1 通年

- (1) 部落差別（同和問題）・人権問題に関する新聞、月刊誌、図書類の閲覧、ビデオ・DVD等を視聴しての個人研修
- (2) 啓発資料として、同和教育・部落差別（同和問題）・人権問題の書籍、ビデオ・DVD類の選定作業

2 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、事務局会及び研修

- ・今週の日程確認と次週の日程調整
- ・啓発事業・学習資料等について検討
- ・その他、啓発、管理、運営に関するここと

3 随時

- ・部落解放同盟佐賀県連合会、佐賀県人権・同和教育研究協議会、佐賀部落解放研究所、部落解放共闘佐賀県民会議等の関係諸団体との情報交換
- ・館内の安全確認、設備機器の状況確認、防犯・防火等の保安確認

4 部落差別（同和問題）・人権問題に関する研修会への参加

- ・会員（佐賀県・市町）の主催する研修会
- ・部落解放同盟佐賀県連合会の主催する研修会
- ・佐賀部落解放研究所の主催する研修会
- ・佐賀県人権・同和教育研究協議会の主催する研修会
- ・関係諸団体主催の研修会、行事

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

様式第2－4号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑤ 安全管理対策・体制について

※ 日常の安全管理策について記述してください。

1、物的安全対策について

- ① 開館日 …… 通常勤務の中で、職員が施設の予防保全に努め、危険個所発見時には、早急に安全対策を取り、修復にあたる。
また、震災・火災の時は自衛消防隊で対応にあたる。
- ② 閉館日 …… 災害（地震・台風など）、事故による被害がある場合、警備会社（委託）から緊急連絡表（消防計画）により各職員に連絡、諸対応にあたる。

2、人的安全対策について

通常勤務の中で、職員が施設の予防保全に努め、危険個所発見時には、早急にロープで危険個所を囲むなどの措置をとり、会館利用者の安全を確保するとともに、震災・火災等、場合によっては避難誘導します。

また、不審者対策においても、119番通報を含め、人命の安全を第一に考えて対応し、館内通報とともに、職員が避難誘導にあたる。（※ 和多田派出所へ巡回を依頼）

会館利用者の不慮の事故等による医療補償等については、会館適用の保険に加入して、対応にあたります。

3、訓練の実施

佐賀県解放会館消防（防災）計画により、防火管理対策・自衛消防活動対策・震災対策・防災教育及び訓練対策を設け、消防署へ報告し、年2回の訓練を実施します。

〈参考〉

防火対象物特例認定

（平成15年10月28日取得：3年間）、以来（令和4年1月10日まで3年延長中）

佐賀県解放会館は、消防機関に防火対象物特例認定申請をしてその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められ、防火対象物特例認定を受けています。この認定を受けると、その旨の標示を付すことができるとともに、防火対象物定期点検報告（※印）の義務が3年間免除されます。

※ 防火対象物定期点検報告（平成15年10月開始）

一定の防火対象物の管理について権限を有するものは、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが新たに義務づけられました。

※ 事業所所在地の「栄町自主防災会」へ参加し、地元の住民、事業者と協力して自主的な防災活動に参加します。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑥ 事故や災害時等の緊急時の対応体制について

※ 事故や災害などが発生したときの対応及び体制について記述してください。

1、開館日の対応

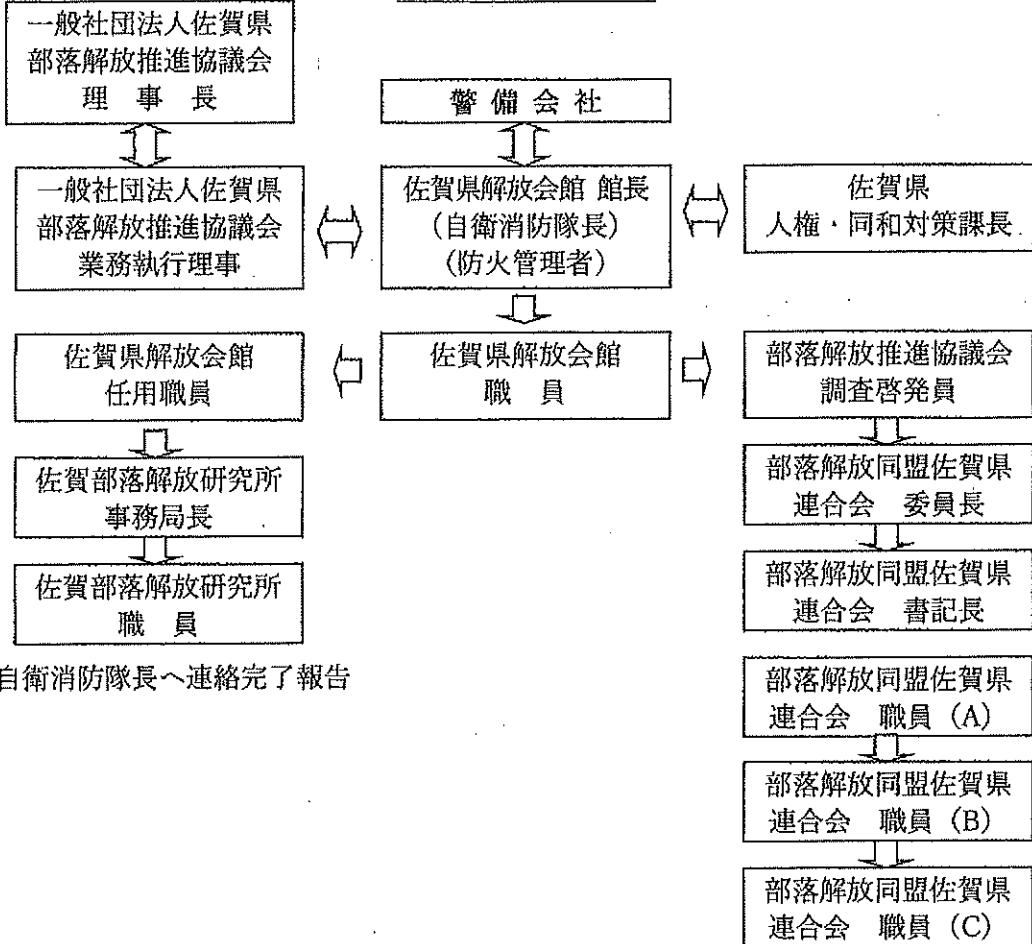
佐賀県解放会館自衛消防隊（一般社団法人部落解放推進協議会職員：3名（任用職員を除く）・部落解放同盟佐賀県連合会職員：5名・佐賀部落解放研究所職員：2名：計10名で構成）で、隊長の指揮指導で、各班・係（副隊長・指揮係・通報連絡係・消火班・防護安全班・救護班・搬出班）の任務にあたり、被害拡大防止につとめる。

2、閉館日及び夜間の対応

緊急連絡表

侵入者等又は火災による警備会社への通報後、緊急連絡表（佐賀県解放会館消防計画）により、連絡し、ただちに職員が駆けつける体制整備。

緊急連絡表



※ 自衛消防隊長へ連絡完了報告

※ 自衛消防隊長へ連絡完了報告

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑦ 苦情等に対する対応について

※ 利用者からの苦情等トラブルの未然防止策と対応策について記述してください。

指定を受け、約15年において、特に苦情・トラブル等はなかったが、今後も警察・警備会社・地元行政・地域と密に連携して会館の維持管理と運営に努力していきます。

また、事業所所在地の「栄町自主防災会」へ参加し、地元の住民、事業者と協力して自主的な防災活動に参加しています。

なお、未然防止策としては、警察（派出所）に相談し、特に土曜日の1人勤務時における巡回をお願いし、不審者対策、トラブル防止に努めています。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入ください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑧ 個人情報の保護について

※ 個人情報の保護のための対策、職員に対する意識啓発や研修等について記述してください。

個人情報の保護については、次の4点を中心に進めていきます。

- 1 書籍・ビデオ類の貸し出し簿については、館外に持ち出したり、部外者に貸したりすることが決してないようにするとともに一定期間を経たならば破棄することとする。
- 2 会議室利用の個人名・団体名、管理委託の業者名、館内職員名簿等を入力しているパソコンの管理を厳重にすること。
- 3 その他、名簿など個人情報に関する書類は、集約終了後直ちに破棄する。
- 4 パソコン（データ）流出防止の為、セキュリティーソフト導入によるチェック、また、不要な個人情報データ入力を避け、用紙記入での金庫への保存を徹底する。

以上については、4の④-2で示している「事務局・研修」の中で個人情報保護の徹底を図っていきます。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑨ 情報公開について

※ 情報公開のための対策、職員に対する意識啓発等について記述してください。

公平性・透明性をもって、管理業務遂行に関し、収支計画・収支決算、業務委託内容など、必要に応じ公開します。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑩ 同種施設の運営実績について

※ 同種の施設の運営実績があれば、その内容について記述してください。

佐賀県解放会館の実績のみ

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑪ 財務状況について

※ 財務状況について、特に説明する必要があれば記述してください。

一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会の財産及び負債はありません。

前回も記載していましたが、全館の空調工事（緊急対策）後、大会議室の利用で、会場使用料金より冷暖房に係る電気・特にガス料金が上回っています。

※ A4 1枚以内で記述してください。

※ 別紙を追加する場合は、下部に枝番を記入してください。

自主事業の提案書

一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

自主事業については、下記のとおり実施することを提案します。

記

- 1 佐賀県解放会館（愛称 りぶす）での部落差別（同和問題）・人権問題の研修会・講座の開催
2001（平成13）年度から21年、継続して開催している5つの啓発事業（①同和問題県民対象研修会、②差別の現実に学ぶ研修会、③同和問題集中講座、④同和問題市町講座、⑤同和問題地区別研修講座）の内、講演形式の①、②、③の開催を解放会館で開催し、これからも現在の形式を軸によりよい啓発事業を提案し、実施に努めたいと考えています

※ 令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により①・②を中止

① 行事名：同和問題県民対象研修会

対 象 者：市町指導者層（区長・町内会長・駐在員・人権擁護委員・民生児童委員 等）
一般県民及び市町行政職員 対象

予定参加人員：240名

実 施 時 期：7月下旬

内 容：部落差別（同和問題）をはじめ、さまざまな人権問題について、市町の指導者層等の一般県民及び行政職員への研修

② 行事名：同和問題集中講座

対 象 者：市町行政職員及び議會議員

予定参加人員：180名

実 施 時 期：10月中旬

内 容：市町行政職員及び議會議員対象の部落差別（同和問題）及び人権に関する研修講座

③ 行事名：差別の現実に学ぶ研修会

対象者：市町行政幹部職員（三役・部課長）及び議會議員

予定参加人員：240名

実施時期：11月中旬

内容：市町行政幹部職員（三役・部課長）及び議會議員対象に、被差別部落出身の方からの講話（体験などを通しての講話）

2 部落差別（同和問題）・人権問題の学習、啓発のための資料の展示・配布並びに視聴覚教材の視聴及び貸し出し

常時、玄関ホールには人権に関するパネルを展示し、来館者のみなさんが自由にご覧いただけるようにしています。

学習室には、ビデオ・DVD 機器を常設して、いつでも視聴覚教材の視聴が出来るように準備しています。

また、書籍及びビデオ・DVD の貸し出しも行っています。

・書籍：344 ビデオ：43 DVD：25 ・パネル：50

3 ホームページでの啓発・PRと小冊子の配布

ホームページ（「りぶず佐賀」で検索）の、（愛称 りぶず一Libs－人権・同和問題『学び』コーナーに、部落差別（同和問題）・人権問題に関連した資料を掲載し、更新しています。

（・本人通知制度 ・部落差別解消推進法 ・人権・同和問題啓発教材一覧表）

『お知らせ』コーナーで、佐賀県解放会館（愛称りぶず）の利用案内をしています。

なお、来館者・利用者のみなさんに、啓発冊子などを自由に持って帰っていただけるよう『コーナー』を設置しています。

次に、（一社）佐賀県部落解放推進協議会には、当協議会が主催する啓発事業の計画及び報告を掲載しています。

また、「その他の講演会・研修会」には、関係機関の行事を掲載し、『お知らせ』コーナーでは8月の「同和問題啓発強調月間」行事案内などを掲載しています。

4 相談サービス活動

部落差別（同和問題）・人権問題に関する相談（えせ同和行為・同和地区の所在問い合わせ・土地差別問題）対応や人権学習についての相談など、さまざまな差別に関する事案について、県及び関係機関・諸団体と連携し、連絡を密にしながら進めています。

5 会館PRと啓発グッズの配布

人権啓発のため、配布グッズ（『みんなで学ぼう人権 愛称～りぶず～』を印字）を作成し、会館利用者や啓発事業参加者などへ配布して、グッズを使う時などに、今一度人権を意識し、考えていただける機会になればと思っています。

第6弾：コンピューターブラシ（パソコンの画面やキーボードの清掃）

第7弾：エコ・フォールディングバッグ（エコバックとしての利用）

第8弾：蛍光ペン（事務用品として使用）

第9弾：タッチペン（スマートホンの画面操作及びボールペンとして使用）

第10弾：ブックマークルーペ（ブックマーク、小さい文字を見るルーペとして使用）

第11弾：ドコデモゴミ袋（デスク付近において、ごみ籠として使用）

第12弾：キレイキレイ除菌ウエット（除菌のためのシート）

第13弾：ホルダー消しゴム（筆記用具入れに、小さくて使いやすい消しゴム）

6 事業の実施への協力体制づくり

佐賀県解放会館（愛称 りぶず）で開催する一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会主催の啓発事業に、後援団体として、佐賀地区同和問題9社協議会・同和問題にとりくむ佐賀県宗教者連絡協議会・佐賀部落解放研究所の3団体にお願いしています。

また、唐津市を中心に県内の病院や施設などで、ボランティア活動（歌・踊り・演舞 等）をされている趣味同好会、サークル、ボランティアグループのみなさんに、講演会のアトラクションとして出演をお願いし、日頃の活動の成果をご披露していただいています。

これからも交流の輪を広げ、多くのみなさんに当会館の利用をお願いすると同時に、部落差別（同和問題）・人権問題に関わるイベント・講演会の開催の取り組みを進めていきたいと考えています。

団体の概要

(令和3年9月現在)

団体名	いっぽんしやだんほうじん さがけんぶらくかいほうすいしんきょううぎかい 一般社団法人 佐賀県部落解放推進協議会		
所在地	〒847-0011 佐賀県唐津市栄町2588番地11	電話番号	(0955) 74-7768
代表者	りじちょう さか もと よう すけ 理事長 坂本 洋介	Fax	(0955) 74-7768
設立年月日	1979年11月(昭和54年11月1日:法務局登記完了)		
沿革	1、設立当時の加盟団体(会員): 15団体 2、現在の加盟団体(会員): 24団体 ①佐賀県 ②20市町(県内全市町) ③部落解放同盟佐賀県連合会 ④佐賀県人権・同和教育研究協議会 ⑤部落解放共闘佐賀県民会議 3、設立当時の役員〔理事(理事長を含む)7名・監事2名〕 4、現在の役員〔理事(理事長を含む)10名・監事2名〕		
業務内容	(1) 佐賀県解放会館の管理受託に関する事。 (2) 部落問題についての啓発に関する事。 (3) 同和対策についての調査、研究に関する事。 (4) その他目的を達成するために必要な事業。		
主な実績	1、佐賀県解放会館の管理受託 1979(昭和54)年の開設に伴い、社団法人佐賀県部落解放推進協議会の発足、2013(平成25)年に一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会へ移行、今まで37年間(26年間の管理受託と指定管理制度11年間)、会館の管理維持に努め、また、県、市町及び関係団体との緊密かつ適正な連携を図りながら業務遂行してきました。 2、同和問題の早期解決への取り組み (1) 佐賀県解放会館 愛称「りぶず」を会場にしての同和問題(県民対象研修会)(集中講座)(差別の現実に学ぶ研修会)開催。 (※県内市町行政職員並びに議會議員対象・一般県民対象) (2) 佐賀県解放会館 愛称「りぶず」での同和問題啓発パネル展示等の啓発事業 (3) インターネットによる啓発(ホームページ:りぶず佐賀で検索) http://www.karatsucity.com/libs-saga/index.html		
財政状況 (過去3年間について記入してください)	年度	平成30年度	令和元年度
	総収入	19,028,688	19,193,872
	総支出	18,785,006	19,117,948
	当期損益	243,682	75,924
	累積損益	750,876	826,800
連絡担当者	【氏名】事務局長 [REDACTED] 【電話】0955-74-7768 【E-mail】libs.saga@vc1.people-i.ne.jp	【所属】一般社団法人 佐賀県部落解放推進協議会 【FAX】0955-74-7768	